



基本条例を図式化してみました。 ～目で見える「まちづくりのルール」～



Q：前文って何？

A：うきは市を取り巻く様々な環境や社会的背景とともに、まちの魅力を最大限に生かせる方向性を示したものです。

Q：第1章目的って？

A：だれもが理解できるよう、まちづくりのルールを定めた目的を明らかにします。

理 念

前 文

第1章＜目的＞

原則条項

第2章（基本原則）

第〇条…
第〇条…



「ルール」があれば、いつでもみんなと足並みがそろって、同じ夢（方向）を見て仲良くなれるね。

Q：基本原則ってどんなこと？

A：まちづくりのルールのもと。市民が考えるまちのあり方、つまり、ルールの柱となるものです。

●制度条項

第〇章

第〇条…
第〇条…

第〇章

第〇条…
第〇条…

第〇章

第〇条…
第〇条…

第〇章

第〇条…
第〇条…

原則を実現するための個別の条項を定めます

例えば

市民・行政・議会等の役割と連携のしくみづくり

情報の公開、共有のしくみづくり

住民参画など住民の権利と責務について

Q：基本条例は、私たちが住みやすいまちになるためのルールなんですね？

A：そうです。

これからは市民も一緒になってまちづくりを進めていくことが大切です。そのためのルールですから、市民一人ひとりが条例づくりに関心をもってほしいのです。

「豊かな自然」を子どもたちに、そして明日につなげる「うきは市」に…しましょう！



●「みなさんの声」募集コーナー ～みんなで作ろう「まちの憲法！」～



いま、策定委員会では前文や目的づくりに取り組んでいます。市の問題点や課題・希望などを整理しながら、少しずつ形付けているところです。市民皆さんの意見が条例に反映されるように、そして「うきは」を思う熱い気持ちが条例に生かされるよう、色々と試行錯誤しつつ取り組んでいます。

私たちが守る「ルール」ですから、わかりやすいものにしたいですね。策定を進めていく上で、皆さまからのご意見を募っています！！ご意見は庁舎ロビー設置のはがき「市長への声」、お手紙、メールなど様式は問いません。どしどしお寄せ下さい。

■問合せ 市役所企画課 TEL75-3111(291) E-mail : kikaku@city.ukiha.lg.jp